

2021 年度 日本学生支援機構「緊急特別無利子貸与型奨学金の応募に係る Q & A

Q 1. 制度の目的は？

A 1. 昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、アルバイト等収入が大幅に減少（50%以上）し、大学等の中退せざるを得ないような事態が想定されうるといった懸念があることから、昨年度に引き続き本年度も実施されることになりました。

Q 2. 緊急特別無利子貸与型奨学金について教えてください。

A 2. 緊急特別無利子貸与型奨学金の概要は下記のとおりです。

(1) **奨学金の種類** 第二種奨学金（有利子）制度を活用。利息分は国が補填するため、実質無利子で貸与

(2) 対 象 者

- ① 学種：大学の本科生、大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法務研究科を含む）、博士・博士後期課程の学生
- ② 学年：全学年（留年者及び留学生は申請できません）

(3) 対象者の要件

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること（家計は機構が確認）
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- ③ 家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以下（目安））
- ④ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ⑤ 学生等本人のアルバイト収入について、令和 3 年 4 月以降に

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅に減少したこと

例)「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和 3 年度において同感染症拡大の影響でアルバイトの収入が 50%以下に減少した。

例) 予定していたアルバイトにつけず、見込んでいた収入が得られなくなった。

(4) 貸与始期・終期

- ① 貸与始期 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 3 年 4 月以降にアルバイト収入等が大幅に減少した月以降で希望する月を選択
- ② 貸与終期 令和 4 年 3 月（令和 3 年度限りの貸与）

(5) 貸与金額

- ① 学 部 生 2～12 万円（1 万円単位で選択）
 - ② 大学院生 5 万円，8 万円，10 万円，13 万円，15 万円から選択
- ※ 入学時特別増額貸与奨学金も無利子（0.0%）（申請は 1 年次又は編入学生で、収入減となった月が入学月の場合に限る）

(6) 申込書類提出期限

随時（最終期限：令和 3 年 12 月 15 日（水））

平日 9:00～17:00（12:00～13:00 は除く）

提出先：学生部学生支援課奨学係（共通教育棟 1 号館 1 階）

(7) その他

- ① 第一種奨学金との併用貸与が可能です。
- ② 給付奨学金と併給する場合の併給調整は対象外となります。
- ③ 自宅通学又は自宅外通学は問いません（採用要件に加味されません）。

Q 3. どういった学生が対象になりますか？

A 3. 家庭から自立し、主にアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、令和 3 年 4 月以降の「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少（50%以下）し学費等の支払いが困難となる者が対象となります。

- (1) 「**家庭から自立**」とは、家庭から多額の仕送りを受けていないことを指します（あくまで目安として年間 150 万円以下）。
- (2) 「**アルバイト収入により学費等を賄っている**」とは、生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いことをいいます。
- (3) 「**アルバイト収入が大幅に減少**」とは、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の適用等に伴いアルバイト先が見つからない等で当初予定していた収入が得られない場合も対象となります。
- (4) 居住地が「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の実施区域にならなかった場合にあっては、学生生活に大きな支障が生じていることが顕著であり、かつ、家庭の収入の減少により家庭からの支援を得ることが期待できない場合は、他の条件等も勘案のうえ対象とするか判断します。

Q 4. 本年度に予約採用者として第二種奨学金に採用されましたが対象となりますか？

A 4. 既に第二種奨学生として採用されていますので対象となりません。

本制度は、第二種奨学金の枠組みを利用して、一定期間、緊急的な特別支援として実施します。既に第二種奨学金の貸与を受けている場合は、借りすぎ防止等の観点から本制度の対象から除外されています。

なお、過去に第二種奨学金を辞退し、現在第二種奨学金の貸与を受けていない場合は再度申し込むことができます。

Q 5. 申込期限は、定期採用と同じですか？

A 5. 随時、申し込むことができます。

なお、機構への推薦手続き期間を確保する必要がありますので、最終申込期限（書類提出期限）は、令和 3 年 12 月 15 日（水）とします。

Q 6. 申込手続きは、どのようにすればよいでしょうか？

- A 6. 申込みを希望される場合は、学生支援課奨学係窓口に相談してください。
要件を満たしているかを確認したうえで、必要書類の配付、スカラネット入力の説明等について説明します。

Q 7. 貸与期間が過ぎた令和 4 年 4 月以降も困窮する場合、貸与期間の延長は認められますか？

- A 7. 認められません。
今回の措置は、昨今の感染症拡大による影響で、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、大学等の中退せざるを得ないような事態などにより、学生生活にも経済的な影響が顕著となった学生等を緊急的に救済する特別措置として実施されることから貸与期間は当年度限りとされています。
なお、次年度（令和 4 年度）の在学採用又は家計急変による緊急・応急採用に申し込むことは可能です。

上記の他、ご不明な点は、学生部学生支援課奨学係（共通教育棟 1 号館 1 階）までお問い合わせください。

- 学生部学生支援課奨学係（共通教育棟 1 号館 1 階）
電 話：098-895-8136
E-Mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp